

文化十四年四月廿八日 御諱

五月七日勅答

御諱謹言、屬奉嚴諭、見謝尊號、屈損之旨、溢于紙上、卑退之辭、出于意外、悚懼之餘、不知所報、蓋聞冬温夏清、往哲人之善教、進膳上服、舊史氏之美言、熟思爲人子之道、安可須臾遺其親、伏冀察懇々之至情、轉謙々之確志、永居太上之尊、令行微薄之孝、不退兵仗、以警非常、無返封戶、以給奉養、保全壽算於棲鶴之洞、啓沃慈訓於雙鳳之闕、豈唯一人之慶已、亦是群臣之願也、以固請、莫有逆排御諱者、仁謹言

文化十四年五月七日 御諱謹言又見三執次詰所記

出家後上尊號

〔古事談王道后寬〕花山院御出家、寬和二年六月廿三日事也、中略未時許、頭中將實資參入、即候御前、仰云、見已遂宿念也、全不知世間誹謗、但尊號及封等事、更不可受容、略

〔二代要記花中〕寬和二年六月二十三日、號太上天皇、固辭之、皇胤紹運錄皇年代略記、又見扶桑略記、歷代皇紀、

〔日本紀略花中〕寬和二年六月廿八日乙丑、詔上太上天皇尊號於花山法皇、

〔榮花物語見四〕花山院ひんがしのゐんの九の御かた藤原伊尹女に、あからさまにおはしましけるほどこに、やがてゐんの御めのとのむすめ中務といひて、あけくれ御らむせしなかに、なにもおぼし御らんせざりける、いかなる御さまにかありけん、これをめして御あしなどうたせさせ給けるほどこに、むつまじうならせ給て覺し移りて、寺へもかへらせ給はで、つくくど日ごろをすぐさせ給、中略かやうなる御有さま、おのづからかくれなければ、御封などもなくて、いかにいかにとて、きさいのみや圓融攝政殿藤原兼家などき、いとほしがりたてまつらせ給て、受領までこそえさせ給はざらめ、つかさかうふり、年官御封などはあべきことなり、いとかたじけなきことなりと、さだめさせ給て、さるべきつかさかうふり御封などたてまつらせ給へば、いと御さすみ心やすく、ひたぶるにおぼされて、ひんがしのゐんの、きたなるところにおはしま